

太田市障がい者（児）歯科診療事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障がい者（児）の保健衛生を促進することを目的に、社団法人館林邑楽歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が実施する館林邑楽歯科保健医療センター障がい者（児）歯科診療事業（以下「事業」という。）の運営費の一部として太田市障がい者（児）歯科診療事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象経費）

第2条 補助金の対象となる経費は、事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、対象経費を受診者数で除した額に太田市に居住する受診者数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（書類の整備等）

第4条 歯科医師会は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年3月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付を受けた歯科医師会については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する